

## 磐田市低入札価格調査制度実施要綱の運用について

磐田市低入札価格調査制度実施要綱第 11 条の規定に基づき、その具体的な取扱いを次のとおり定める。

### 1 第 2 条（対象となる工事等）関係

次の各号に掲げる工事等は、対象外とする。

(1) 特命随意契約により執行した工事等

### 2 第 3 条（調査基準価格）関係

(1) 電気通信設備工事、機械器具設置工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。

#### ① 直接工事費とするもの

- ・直接工事費
- ・工場製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
- ・機器費（機器価格）

#### ② 共通仮設費とするもの

- ・共通仮設費
- ・間接労務費
- ・設計技術費

#### ③ 現場管理費とするもの

- ・現場管理費
- ・工場管理費
- ・機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
- ・据付間接費

#### ④ 一般管理費とするもの

- ・一般管理費

(2) 第 1 項第 1 号から第 4 号までを算定して得られた価格は、予定価格の設定に用いられた設計額の端数処理と同様な端数処理を行うものとする。

(3) 第 2 項による場合は、当該算定方法を採用した理由を書面で記載するものとする。

### 3 第 4 条（入札参加者への説明）関係

(1) 入札参加者への説明方法は、一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札においては入札執行通知において行うものとする。

(2) 同条第 3 号に該当する判断基準のひとつとして、第 3 条第 1 項第 1 号か

ら第4号までを算定して得られた価格に10分の8を乗じた額（予定価格の設定に用いられた設計額の端数処理と同様な端数処理を行うものとする。）を下回った場合とする。

#### 4 第7条（調査の実施）関係

- (1) 第2項による調査結果を報告する際の様式は、別記様式とする。
- (2) 第2項にある「他の入札参加者全員」のうち、当該入札において入札の無効若しくは失格となった者及び入札を辞退した者は含まない。また、第8条第1項においても、これを準用する。

#### 5 第9条（監督体制の強化等）関係

- (1) 第1項各号の取扱は、次に掲げる事項とする。
  - ① 施工体制台帳等、下請負人通知書の提出及びその内容のヒアリング  
当該工事の担当課長（以下「担当課長」という。）は、落札した低価格入札者（以下「当該請負業者」という。）に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、必要に応じて当該請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。
  - ② 施工計画書の内容のヒアリング  
担当課長は、仕様書に基づき施工計画書を提出させる際、必要があると認めるときは、当該請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。
  - ③ 重点的な監督業務の実施  
監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認及び施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認をあわせて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。
  - ④ 労働安全担当機関との連携  
担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。
- (2) 第2項の特記仕様書への明示については、契約の一部となるものであるため、当該請負業者が当該要綱及び運用に違反して、施工体制台帳を提出せず、又は、当該調査に応じなかった場合には、磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成21年告示第41号）別表第1第4号（契約違反）に該当する場合がある。

- ① 施工体制台帳等、下請人通知書の提出及びその内容のヒアリング
- ・調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、当該請負業者は、担当課長の求めに応じて、施工体制台帳及び下請負人通知書を、担当課長に提出しなければならないこと。
  - ・①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課長から求められたときは、当該請負業者は応じなければならないこと。
- ② 施工計画書の内容のヒアリング
- 調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課長から求められたときには、請負業者は応じなければならないこと。
- ③ 品質証明の実施
- 「農林土木工事共通仕様書」または「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、契約金額に関わらず各仕様書に規定する品質証明工事の対象とする。

附 則

この運用は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和5年5月1日から施行する。